

業務上過失致死罪の時効延長について

平成 22 年 5 月 27 日

「埼玉医科大学抗がん剤過剰投与事件」

被害者遺族 古館恵美子

平成 22 年 4 月 27 日の法改正により、業務上過失致死罪の公訴時効が、5 年から 10 年に延長された。今まで 5 年の時効により刑事責任を問えなかった事案が、今後立件できる可能性が出てきたことは良かったと思う。その一方で、証拠となるカルテの保存期間が医師法では現在 5 年のため、カルテが廃棄されてしまえば捜査が非常に困難になり、刑事責任を問うことができなくなってしまう恐れがある。

平成 22 年 4 月 6 日の参議院法務委員会では、公訴時効の改正法案について審議が行われ、自民党の古川俊治議員から医療事故の業務上過失致死に対する質疑が行われたが、その結果、衆参両院の法務委員会は「医療事故の責任追及では、医療の萎縮効果を生じない運用に努める、原因究明のあり方を検討する」との付帯決議がなされた。この内容は、警察以外に原因究明を求め、できることなら警察の介入をさせない方向に努めることを意味すると推測される。

「刑事責任の追及は医療現場が萎縮する」との意見が、医療事故が表面化するようになってから常に出てくる。しかし、そもそも患者死亡という事実があり、そこには必ず医師が係わっているのだから、患者の死に対して医師の過失があったのか無かったのかを、警察が捜査するのは当然のことであろう。「萎縮」という言葉で問題のすり替えを図り、刑事介入を阻止しようとしているのなら本末転倒である。警察の介入が無くなってしまうと、本当の原因究明は不可能になるだろう。

2000 年に起きた埼玉医科大学抗がん剤過剰投与事件では、埼玉県警が入らなければ重大な事実は殆ど分からなかった。警察には捜査権があるので、当時の主治医・墨一郎、指導医・本間利生、教授・川端五十鈴を取り調べ、それでようやく事件の全貌が明らかになっていったのである。

医療過誤事件を厳正に捜査するためには、今回の公訴時効の延長に伴い、早急に医師法を改正しカルテの保存期間を 10 年に延長するべきである。

以上